# 野坂 和夫 提出

博士学位申請論文審查報告書

退職給付会計における会計方針選択行動

# I 本論文の主旨と構成

#### 1. 本論文の主旨

退職給付会計基準が 2001 年 3 月期からの強制適用されることになり、退職給付債務および退職給付費用が企業の開示する経営成績と財政状態に非常に大きな影響を与えたことから、企業の経営者にとってそれに関わる会計方針と退職給付制度の管理が非常に重要な課題となった。

当時ほとんどの上場企業が採用していた退職給付制度に対して新設された退職給付会計 基準を適用するとしても、いくつもの会計方針の選択が経営者の裁量に委ねられている。 すなわち、退職給付債務等の測定には将来予測が不可欠であり、経営者は将来予測のため の基礎率(パラメーター)を選択する必要がある。また、将来予測と現実は完全には一致 しないため、過年度修正損益の性質を有する項目が発生し、経営者は当該項目を遅延認識 するための償却年数を選択する必要がある。このような基礎率および償却年数の選択は経 営者による裁量の介入する余地が非常に大きいのである。本論文は、経営者が不正な会計 処理を行う粉飾決算行為ではなく、経営者の恣意性によって会計数値が左右される会計方 針の選択行動を研究対象とする。

本論文の研究目的は、以下の 3 つを明らかにすることにある。第1には、退職給付会計を適用するに際して経営者が選択する会計行動方針について、適用の初年度からから改訂正された年度の14年間にわたり探究することにより、経営者による会計選択行動を明らかにすることである。第2には、経営者による退職給付制度の改定を考察することにより、退職給付会計基準の導入および改定が経営者行動に与えた影響とその目的達成がもたらす含意を実証的に明らかにするである。第3には、退職給付会計に係わるディスクロージャーの実態と経営者行動の研究結果から、企業会計全体のディスクロージャー制度に対する含意を得ることである。

本論文の研究結果から得られたことがらをまとめると、以下の通りである。

第1に、本論文では、日本企業による退職給付会計の会計方針選択行動に関して、経営者による裁量の介入の余地が大きく、また、実際に裁量が介入していることを示した上で、考察対象期間を通じて、横並び選択行動および水準適正化行動が採られている可能性があるという結論を提示している。本論文は、経営者が会計方針を選択するにあたり、その選択行動が適正な水準に落ち着くには、会計実務の醸成等に伴って導かれる経営者の自主的な水準適正化行動によるものであるとする。しかし、様々な意図を持って会計方針を選択する経営者に対して、自主的な水準適正化行動を期待するだけでは、企業によるディスクロージャーが適正化されることは不可能であるとも主張し、証券アナリストと公認会計士という、いわば主たる企業外部の監視者が果たす役割が重要であると結論付けている。

第2に、企業年金制度における増大した積立不足が企業外部に顕在化することによって、 経営者は従業員の退職給付金の減額を行い、従業員の老後の生活にまで影響が及んだとい うことを実証分析と2社を対象とするケーススタディにより明らかにしている。退職給付会計基準が導入された当時は経済情勢が非常に悪い時期であり、積立不足の企業負担が一時的に重くのしかかっていたため、経営者は退職給付金の支給水準の引き下げを急いでいた。しかし、長期的な視点に立てば、それが果たして適切な意思決定であったか否かは疑問である。その数年後、株式市場等の急回復に伴い、年金資産の運用利回りも急回復したのである。退職給付制度の運用については、長期的視点に立った意思決定が経営者にとって必要であることが本研究から示唆される。ディスクロージャー制度には大きな社会的影響を持つことを再認識するとともに、適正なディスクロージャー制度の構築自体が社会的に非常に重要であることが示されている。

第3に、本論文の各章末に本研究の限界および今後の課題が提示されている。その論述から、多様な視点から追加的な研究が展開されるであろうことが期待される。本論文の研究対象期間を通じて退職給付会計基準に改訂が加えられ(企業会計基準委員会 2005、2007、2008)、さらに国際会計基準(International Accounting Standards Board 2011)への収斂も考えられるため(企業会計基準委員会 2012a、2012b)、本論文の研究を踏まえて、会計基準改正が会計方針選択行動に与える影響についてより精緻な研究が行われることを期待して本論文をとじている。

## 2. 本論文の構成

第1章「はじめに」では、本論文の研究動機、研究意義および研究目的を示している。 第2章「退職給付会計基準-会計方針の裁量的選択行動を認めた基準-」では、退職給 付会計基準の概要を示した上で、退職給付会計における会計方針の選択には、経営者の裁 量の介入の余地が非常に大きいことを示している。

第3章「退職給付債務等の測定モデルによる裁量的基礎率および可視的基礎率の示唆」では、退職給付債務等の測定モデルを示すことによって、それが複雑かつ難解であるため、 経営者は、原則として、退職給付債務等の測定を企業外部の計算受託機関に委託しなければならない実情を明らかにしている。

第4章「公認会計士による退職給付会計監査—会計監査における可視的基礎率—」では、 退職給付会計監査の現行実務の実態調査を通じて、現行実務に対する含意を示すとともに、 会計監査上可視的な基礎率は割引率および期待運用収益率であることを示している。換言 するならば、経営者による割引率および期待運用収益率の選択行動の研究においては、外 部監視効果を考慮することが重要であるという、第3章の結論を担保することになってい る

第5章「割引率の会計方針選択行動-裁量的選択行動、横並び選択行動および水準適正 化選択行動-」では、日本企業による割引率の会計方針選択行動を考察し、実証分析を行 うことを目的としている。具体的には、割引率の選択についての会計基準の考察を行った 上で、日本企業の割引率選択に関する事例を紹介し、いかに割引率の選択に裁量が介入し ているのかを示し、時の経過とともに割引率選択の裁量の余地が次第に小さくなっていく こと、そして割引率が一定の適正水準に近似していくことを、先行研究と実務経験に基づ く仮説をたて統計的検証を行っている。

第6章「期待運用収益率の会計方針選択行動ー裁量的選択行動、横並び選択行動および 水準適正化選択行動ー」では、日本企業による期待運用収益率の会計方針選択行動を考察 し、実証分析を行うことを目的としている。すなわち、いかに期待運用収益率の選択に裁 量が介入しているのかを示し、時の経過とともに期待運用収益率選択の裁量の余地が次第 に小さくなっていくこと、そして期待運用収益率が一定の適正水準に近似していくことを、 先行研究および実務経験に基づく仮説をたて統計的検証を行っている。

第7章「会計基準変更時差異の償却に関する会計方針選択行動-裁量的選択行動、横並び選択行動および水準適正化選択行動ー」では、日本企業による会計基準変更時差異の償却年数の会計方針選択行動を考察し、実証分析を行っている。すなわち、会計基準変更時差異の償却年数の選択は、最も裁量の介入の余地が大きい会計方針であり、償却年数の選択によって、報告利益の細区分の管理が可能となることが示唆されている。さらに、企業年金基金での資産運用状況が悪化している時期に退職給付会計基準が導入されたため、ほとんどの企業では損失となる会計基準変更時差異が発生し、かつその金額は非常に多額にのぼるため、会計基準変更時差異の償却年数の選択は、企業にとって非常に重要な会計方針であることを示している。

第8章「数理計算上の差異の償却に関する会計方針選択行動-裁量的選択行動、横並び選択行動および水準適正化選択行動ー」では、日本企業による数理計算上の差異の償却年数の会計方針選択行動を考察し、実証分析を行っている。数理計算上の差異の償却年数の選択は、裁量の介入の余地が大きい会計方針あり、発生事実は確実であるが、その将来の発生金額が不確実であるという状況下で適用初年度に選択しなければならない会計方針である。本章では、数理計算上の差異の償却に関する会計方針選択行動を裁量的選択行動として位置付け、報告利益の管理行動等の視点から分析したのである。

第9章「過去勤務債務の償却に関する会計方針選択行動-退職給付制度の改定と償却年数の選択-」では、日本企業による過去勤務債務の償却年数の会計方針選択行動を考察し、実証分析を行っている。過去勤務債務の償却年数については、過去勤務差異の償却額が、第7章の会計基準変更時差異の償却額とは異なり、第8章の数理計算上の差異の償却額と同様に、常に退職給付費用の一部として営業損益に計上されるため、報告利益の細区分の管理は不可能であることを認識し、その裁量的行動を明らかにしている。

また、退職給付制度改定は、経営者の意図により、企業年金基金における増大した積立 不足に対処すべく給付水準を減額する目的で行われているケースがほとんどであり、経営 者は、退職給付制度自体の変更によって、報告利益の管理行動を行っている可能性がある ことに着目し、報告利益の管理行動等の視点から分析したのである。

第10章「退職給付会計基準の導入が企業財務および経営者行動に与えた影響ー給付減

額を目的とした退職給付制度改定一」では、第9章の結果を受けて、①退職給付会計基準導入前後のタイムシリーズ・データおよび②会計基準適用対象企業・非適用企業別のクロスセクション・データの2ケースを分析対象とし、当該データの観察および実証分析を行うことにより、多額の債務が企業外部に開示されてしてしまう退職給付会計基準の導入によって、経営者行動が影響を受けた可能性について探究を試みている。

第11章「近年における会計方針選択行動」では、強制適用から4年を経過した後の期間後における割引率および期待運用収益率の選択行動の考察を行っている。第5章および第6章に観察された横並びおよび水準適正化の選択行動の結果、割引率および期待運用収益率の選択水準は既に低位に落ち着いていたこと、そしてそれらの選択基準となる国債応募者利回り等および企業年金基金の運用利回りが低水準で推移していたことを明らかにしている。

また、割引率に関する会計基準が、その選択水準の指標として「利回りの過去一定期間の平均値」から「期末における利回り」を採用するように改正されたため、経営者の割引率選択行動が影響を受けると考えられたが、PBO10%重要性基準が廃止されなかったため、割引率の選択水準は特に大きな変動がないということが観察されている。

第12章「近年における経営者行動ー退職給付会計基準の改正の影響による確定給付企業年金制度の改定および廃止ー」では、退職給付会計基準の改正が経営者行動に与えた影響について考察が加えられている。具体的には、①改正会計基準の公開草案の公表後のタイムシリーズ・データおよび②確定給付企業年金制度の改定および廃止を行った企業と行わなかった企業のクロスセクション・データの2ケースを分析対象とし、当該データの観察と実証分析を行っている。

第13章「おわりに」では、以上のような本論文における各章ごとの研究結果を総括することをもって、企業によるディスクロージャーの適正化のために、経営者の会計方針選択行動実務に対するインプリケーションおよびディスクロージャー制度実務に対するインプリケーションを示している。

本論文の章立ては以下の通りである。

## 第1章 はじめに

第1節 本論文の研究動機、研究意義および研究目的

第2節 本論文の構成

第2章 退職給付会計基準-会計方針の裁量的選択行動を認めた基準-

第1節 会計基準の概要、および、会計方針の裁量的選択行動の余地

第2節 基礎率の選択(計算)に関する裁量的選択行動

第1項 昇給率

第2項 退職率

第3項 死亡率

- 第4項 一時金選択率
- 第5項 割引率
- 第6項 期待運用収益率
- 第7項 研究対象とすべき裁量的基礎率
- 第3節 償却年数の選択に関する裁量的選択行動
  - 第1項 会計基準変更時差異の償却年数
  - 第2項 数理計算上の差異の償却年数
  - 第3項 過去勤務債務の償却年数
  - 第4項 研究対象とすべき裁量的償却年数
- 第3章 退職給付債務等の測定モデルによる裁量的基礎率および可視的基礎率の示唆
  - 第1節 PBO等の測定モデル
  - 第2節 経営者による裁量的選択行動が可能な基礎率、および、企業外部から可視的な 基礎率
- 第4章 公認会計士による退職給付会計監査-会計監査における可視的基礎率-
  - 第1節 会計監査が裁量的選択行動に与える影響
  - 第2節 退職給付会計監査の現行実務および本質
    - 第1項 退職給付会計監査の現行実務の報告 -アクチュアリー・レポートの調査・分析結果-
    - 第2項 退職給付会計監査の本質
  - 第3節 公認会計士監査におけるアクチュアリーの「客観性」=「独立性」
    - 第1項 公認会計士監査に必要な公認会計士の「独立性」
    - 第2項 公認会計士監査に必要なアクチュアリーの「独立性」
  - 第4節 アクチュアリーの独立性に対する実務上の問題点および解決策の提唱
  - 第5節 可視的な基礎率かつ注目度の高い基礎率
- 第5章 割引率の会計方針選択行動
  - 裁量的選択行動、横並び選択行動および水準適正化選択行動-
  - 第1節 割引率選択行動に対する問題意識
  - 第2節 割引率-重要で裁量の介入の余地が大きい基礎率-
  - 第3節 先行研究のレビュー
  - 第4節 裁量的選択行動
    - 第1項 規範的な割引率選択行動
    - 第2項 割引率選択行動における裁量の介入
    - 第3項 適用初年度における割引率選択行動-実務事例の紹介および経験的考察-
  - 第5節 割引率の推移
  - 第6節 割引率を大幅に引上げた特異選択行動企業1社のケース分析
  - 第7節 横並び選択行動

- 第8節 水準適正化選択行動
- 第9節 割引率の会計方針選択に関する実証分析
  - 第1項 仮説の設定およびリサーチ・デザイン
  - 第2項 水準適正化選択行動の検定
  - 第3項 横並び選択行動の検定
  - 第4項 適用初年度の特殊性-より強い横並び選択行動-
- 第10節 先行研究との整合性を考慮した横並び選択行動および水準適正化行動の検証
  - 第1項 リサーチ・デザインおよび実証分析
- 第11節 報告利益の管理行動の視点からの実証分析
  - 第1項 仮説の設定
  - 第2項 実証分析
- 第12節 報告利益の管理行動を考慮した横並び選択行動および水準適正化行動の検証
  - 第1項 リサーチ・デザインおよび実証分析
- 第13節 結論
- 第6章 期待運用収益率の会計方針選択行動
  - 裁量的選択行動、横並び選択行動および水準適正化選択行動-
  - 第1節 期待運用収益率選択行動に対する問題意識
  - 第2節 期待運用収益率-重要で裁量の介入の余地が大きい基礎率-
  - 第3節 先行研究のレビュー
  - 第4節 裁量的選択行動
    - 第1項 期待運用収益率選択行動における裁量の介入の余地
    - 第2項 期待運用収益率選択行動-実務事例の紹介および経験的考察-
    - 第3項 規範的な期待運用収益率選択行動
    - 第4項 実際の期待運用収益率選択行動
    - 第5項 期待運用収益と実際運用収益の代替値の相関関係
  - 第5節 期待運用収益率の推移
  - 第6節 横並び選択行動
  - 第7節 水準適正化選択行動
  - 第8節 期待運用収益率の会計方針選択に関する実証分析
    - 第1項 仮説の設定およびリサーチ・デザイン
    - 第2項 サンプル企業の特定
    - 第3項 横並び選択行動の検定
    - 第4項 水準適正化選択行動の検定
  - 第9節 先行研究との整合性
    - 第1項 リサーチ・デザインおよび実証分析
  - 第10節 先行研究との整合性を考慮した横並び選択行動および水準適正化行動の検証

- 第1項 リサーチ・デザインおよび実証分析
- 第11節 報告利益の管理行動の視点からの実証分析
  - 第1項 仮説の設定
  - 第2項 実証分析
- 第12節 報告利益の管理行動を考慮した横並び選択行動および水準適正化行動の検証
  - 第1項 リサーチ・デザインおよび実証分析
- 第13節 期待運用収益率選択行動と割引率選択行動の関係
- 第14節 結論
- 第7章 会計基準変更時差異の償却に関する会計方針選択行動
  - 裁量的選択行動、横並び選択行動および水準適正化選択行動-
  - 第1節 会計基準変更時差異の償却に関する会計方針選択行動に対する問題意識
  - 第2節 先行研究のレビュー
  - 第3節 分析対象とするサンプル企業の特定
  - 第4節 退職給付信託
    - 第1項 仮説の設定
    - 第2項 リサーチ・デザイン
    - 第3項 仮説の検定
  - 第5節 サンプル企業の会計基準変更時差異の償却年数の選択実態
    - 第1項 会計基準変更時差異償却額による利益の減少率もしくは損失の拡大率
    - 第2項 会計基準変更時差異償却額による黒字から赤字転落企業
  - 第6節 横並び選択行動
  - 第7節 水準適正化選択行動(会計理論の遵守行動)
  - 第8節 先行研究との整合性を考慮した償却年数選択のインセンティブ傾向の検証
    - 第1項 リサーチ・デザインおよび実証分析
  - 第9節 報告利益の管理行動の視点からの実証分析
    - 第1項 仮説の設定および実証分析ーサンプル企業全社を対象ー
    - 第2項 仮説の設定および実証分析-5年超の償却年数を選択した企業を対象-
    - 第3項 仮説の設定および実証分析-5年以内の償却年数を選択した企業を対象-
  - 第10節 キリの良くない償却年数を選択した企業に関する報告利益の管理行動
    - 第1項 仮説の設定および実証分析
      - $-6\sim9.11\sim14$ 年の償却年数を選択した企業を対象-
    - 第2項 仮説の設定および実証分析-2~4年の償却年数を選択した企業を対象-
  - 第11節 5年以内償却年数選択企業における利益平準化およびビック・バス
    - 第1項 利益平準化仮説およびビック・バス仮説
    - 第2項 リサーチ・デザイン
    - 第3項 利益平準化仮説の検定

- 第4項 ビック・バス仮説の検定
- 第12節 償却年数選択に関する貸借対照表アプローチ
  - 第1項 仮説の設定
  - 第2項 実証分析ーサンプル企業全社を対象ー
  - 第3項 実証分析-5年超の償却年数を選択した企業を対象-
  - 第4項 実証分析-5年以内の償却年数を選択した企業を対象-
- 第13節 キリの良くない償却年数を選択した企業に関する貸借対照表アプローチ
  - 第1項 実証分析ーキリの良くない償却年数を選択した企業全社を対象ー
  - 第2項 実証分析-6~9.11~14年の償却年数を選択した企業を対象-
  - 第3項 実証分析-2~4年の償却年数を選択した企業を対象-
- 第14節 結論
- 第8章 数理計算上の差異の償却に関する会計方針選択行動
  - 裁量的選択行動、横並び選択行動および水準適正化選択行動-
  - 第1節 数理計算上の差異の償却に関する会計方針選択行動に対する問題意識
  - 第2節 先行研究のレビュー
  - 第3節 分析対象とするサンプル企業の特定
  - 第4節 サンプル企業の数理計算上の差異の償却年数の選択実態
  - 第5節 横並び選択行動
  - 第6節 水準適正化選択行動(会計理論の遵守行動)
  - 第7節 先行研究との整合性を考慮した償却年数選択のインセンティブ傾向の検証
    - 第1項 リサーチ・デザインおよび実証分析
  - 第8節 報告利益の管理行動の視点からの実証分析
    - 第1項 仮説の設定
    - 第2項 実証分析
  - 第9節 キリの良くない償却年数を選択した企業に関する報告利益の管理行動
    - 第1項 仮説の設定および実証分析
  - 第10節 5年以内償却年数選択企業における利益平準化およびビック・バス
    - 第1項 利益平準化仮説およびビック・バス仮説
    - 第2項 リサーチ・デザイン
    - 第3項 利益平準化仮説の検定
    - 第4項 ビック・バス仮説の検定
  - 第11節 償却年数選択に関する貸借対照表アプローチ
    - 第1項 仮説の設定および実証分析
  - 第12節 キリの良くない償却年数を選択した企業に関する貸借対照表アプローチ
    - 第1項 実証分析
  - 第13節 償却年数の変更

- 第14節 会計基準変更時差異の償却年数との関係
- 第15節 結論
- 第9章 過去勤務債務の償却に関する会計方針選択行動
  - -退職給付制度の改定と償却年数の選択-
  - 第1節 過去勤務債務の償却に関する会計方針選択行動に対する問題意識
  - 第2節 先行研究のレビュー
  - 第3節 退職給付制度の改定
    - 第1項 分析対象とするサンプル企業の特定
    - 第2項 仮説の設定
    - 第3項 リサーチ・デザイン
    - 第4項 仮説の検定
  - 第4節 過去勤務債務の償却年数
    - 第1項 分析対象とするサンプル企業の特定
    - 第2項 過去勤務債務の償却年数の選択実態
  - 第5節 先行研究との整合性を考慮した償却年数選択のインセンティブ傾向の検証
    - 第1項 リサーチ・デザインおよび実証分析
  - 第6節 報告利益の管理行動の視点からの実証分析
    - 第1項 仮説の設定
    - 第2項 実証分析
  - 第7節 償却年数選択に関する貸借対照表アプローチ
    - 第1項 仮説の設定および実証分析
  - 第8節 結論
- 第10章 退職給付会計基準の導入が企業財務および経営者行動に与えた影響
  - 一給付減額を目的とした退職給付制度改定という会計方針選択行動一
  - 第1節 退職給付会計基準の導入が企業財務および経営者行動に与えた影響に対する 問題意識
  - 第2節 先行研究のレビュー
  - 第3節 退職給付会計基準が企業財務に与えた影響
    - 第1項 適用初年度における影響
    - 第2項 適用2年目から適用4年目における影響
  - 第4節 退職給付会計基準導入前の経営者行動-多額の積立不足対する消極的姿勢-
  - 第5節 多額の積立不足に対応すべき経営者行動-分析対象の特定-
  - 第6節 タイムシリーズ・データの解析
    - 退職給付会計基準導入前後における経営者行動の変化の分析-
    - 第1項 モデル定年退職金の推移(給付水準の減額)
    - 第2項 企業年金制度の改定

- -確定拠出年金制度への移行、キャッシュ・バランス・プランの導入および 代行返上-
- 第7節 クロスセクション・データの解析
  - 退職給付会計基準適用・非適用別における経営者行動の相違の分析-
  - 第1項 確定拠出年金制度の導入
  - 第2項 予定利率の引下げ(給付利率の引下げの意味での回答も含まれる)
  - 第3項 代行返上
- 第8節 退職給付債務の減額を目的とした退職給付制度改定のケース分析
  - 第1項 ケース分析-A社-
  - 第2項 ケース分析-B社-
  - 第3項 ケース分析の解釈
- 第9節 結論
- 第11章 近年における会計方針選択行動
  - 第1節 会計方針選択行動の変容に対する問題意識
  - 第2節 先行研究のレビュー
  - 第3節 割引率の選択水準の推移および選択行動
  - 第4節 割引率の見直しと PBO10%重要性基準
  - 第5節 期待運用収益率の選択水準の推移および選択行動
  - 第6節 会計基準の改正が会計方針選択行動に与える影響
    - 第1項 未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の処理方法の変更 -割引率の選択行動に与える影響-
    - 第2項 PBO10%重要性基準が廃止された場合の影響
    - 第3項 長期期待運用収益率の選択行動に与える影響
  - 第7節 結論
- 第12章 近年における経営者行動
  - 退職給付会計基準の改正の影響による確定給付退職給付制度の改定および廃止-
  - 第1節 経営者行動の変容に対する問題意識
  - 第2節 改正退職給付会計基準の概要
    - 一未認識退職給付債務のオンバランス、および、その公表時期一
  - 第3節 分析対象とするサンプル企業の特定
  - 第4節 退職給付制度の採用状況の推移と確定給付企業年金制度の改定および廃止の 状況の推移
  - 第5節 タイムシリーズ・データの実証分析
    - 第1項 仮説の設定およびリサーチ・デザイン
    - 第2項 仮説の検定
  - 第6節 クロスセクション・データの実証分析

第1項 仮説の設定およびリサーチ・デザイン

第2項 仮説の検定

第7節 結論

第13章 おわりに

第1節 本論文の要約

第2節 本論文のインプリケーションおよび発展

補論 PBO等の測定モデル構築のケース分析

第1節 退職一時金制度および確定給付企業年金制度を採用している場合

第1項 退職一時金制度「退職金規程」

第2項 確定給付企業年金制度「退職年金規程」

第3項 退職一時金制度(基本退職金)および確定給付企業年金制度のPBO等の 測定モデルの構築

第4項 退職一時金制度(職能加算金)のPBO等の測定モデルの構築

第2節 ポイント制を採用している場合

第1項 ポイント制「退職金規程」

第2項 ポイント制のPBO等の測定モデルの構築

# Ⅱ 本論文の概要

第1章「はじめに」では、本論文の研究動機、研究意義および研究目的を示している。

第2章「退職給付会計基準一会計方針の裁量的選択行動を認めた基準一」では、退職給付会計基準のレビューを行った上で、退職給付会計基準が認める会計方針は、基礎率と償却年数の2つに分けることができる、その中で経営者の裁量が事実上介入するものを抽出し、本論文の研究対象を明確にしている。この結果、本論文の研究対象とする会計方針を、基礎率では割引率および期待運用収益率と、償却年数では会計基準変更時差異の償却年数、数理計算上の差異の償却年数および過去勤務債務の償却年数と、それぞれ定められた。なお、過去勤務債務に関しては、退職給付債務等の減額もしくは消滅を目的とした退職給付制度の改定等が行われた結果生じたものであるため、会計数値を調整することを意図した経営者行動も研究対象とすべきことを示唆している。

第3章「退職給付債務等の測定モデルによる裁量的基礎率および可視的基礎率の示唆」では、退職給付債務等の測定モデルを示し、それが複雑かつ難解であるために、経営者は、原則として、退職給付債務等の測定を企業外部の計算受託機関に委託しなければならない現行の実務を示している。また、企業外部の第三者として会計方針を監査する公認会計士、および会計方針を監視する証券アナリスト等にとって、可視的な基礎率は割引率および期待運用収益率であることを示し、経営者による割引率および期待運用収益率の選択行動を

研究する過程において、外部監視効果を考慮することが重要であると結論付けている。なお、補論「PBO等の測定モデル構築のケース分析」では、実際の退職金規程等を用いて、年金数理計算によって測定される退職給付債務等の測定モデルの詳細な導出過程のケース分析を行っている。

第4章「公認会計士による退職給付会計監査—会計監査における可視的基礎率—」では、 退職給付会計監査の現行実務の実態調査を通じて、現行実務に対するインプリケーション を示すとともに、会計監査上可視的な基礎率は割引率および期待運用収益率であることを 示している。

第5章「割引率の会計方針選択行動ー裁量的選択行動、横並び選択行動および水準適正化選択行動ー」では、日本企業による割引率の会計方針選択行動を考察し、実証的にデータ解析を行い、いかに割引率の選択に経営者の裁量が介入しているのかを示している。そして、日本企業の割引率選択行動に関する時系列データを観測し、時の経過とともに割引率選択の裁量の余地が次第に小さくなっていくこと、および割引率が一定の適正水準に近似していくことを、先行研究と実務経験に基づいた仮説をたて、実証的にデータ解析を行った。この結果、「退職給付会計基準が導入されて時が経過し当該会計実務が醸成されていくと、重要な会計方針である割引率は注目されやすく、証券アナリストの目および公認会計士の判断が厳しくなるため、裁量の余地が小さくなる、および、適正水準に落ち着いていく」という横並び選択行動および水準適正化選択行動を、本論文の主要な研究成果として提示している。さらに、報告利益の管理行動等の視点からも割引率の会計方針選択行動を分析したが、割引率の選択によって、利益をより大きく計上しようとする、または負債をより小さく計上しようとする傾向は観察されなかったため、先の成果を支持する結果となっているとする。

第6章「期待運用収益率の会計方針選択行動ー裁量的選択行動、横並び選択行動および水準適正化選択行動ー」では、日本企業による期待運用収益率の会計方針選択行動を考察し、実証的にデータ解析を行うことを目的とし、いかに期待運用収益率の選択に裁量が介入しているのかを導き出している。そして、日本企業の期待運用収益率選択行動に関する時系列データを観測し、時の経過とともに期待運用収益率選択の裁量の余地が次第に小さくなっていくこと、および期待運用収益率が一定の適正水準に近似していくことを、先行研究と実務経験に基づいた仮説をたて、実証的にデータ解析を行っている。その結果、第5章におけると同様の、横並び選択行動および水準適正化選択行動が、期待運用収益率の選択についても妥当するとの結論を導いている。また、報告利益の管理行動等の視点からも期待運用収益率の会計方針選択行動を分析したが、期待運用収益率の選択によって、利益をより大きく計上しようとする、または負債をより小さく計上しようとする傾向が観察されなかったため、先の成果を支持する結果となっているとする。

第7章「会計基準変更時差異の償却に関する会計方針選択行動-裁量的選択行動、横並 び選択行動および水準適正化選択行動-」では、日本企業による会計基準変更時差異の償 却年数の会計方針選択行動を考察し、実証的にデータ解析を行うことを目的としている。 会計基準変更時差異の償却年数は、上限15年という一定の条件内であれば経営者が自由 裁量のもと決定でき、会計基準がその償却年数の選択に対して一定の指針を規定している 会計方針でもない。また、5年以内の償却年数を選択した場合には、会計基準変更時差異 の償却額は、特別損益として計上されるが、5年超の償却年数を選択した場合には、他の 退職給付費用と同様に、営業損益として計上される。このため、償却年数の選択によって 報告利益の細区分の管理が可能となる。さらに、企業年金基金での資産運用状況が非常に 悪い時期に退職給付会計基準が導入されたため、ほとんどの企業では損失となる会計基準 変更時差異が発生し、その金額は非常に多額にのぼるため、会計基準変更時差異の償却年 数の選択は、非常に重要な会計方針であった。

本章の分析から、償却年数の選択によって、利益をより大きく計上しようとする、または負債をより小さく計上しようとする、といった傾向が観察されなかったため、報告利益の管理行動等では説明できない部分については、横並び選択行動および水準適正化選択行動(会計理論の遵守行動)と考えられると結論付けている。

第8章「数理計算上の差異の償却に関する会計方針選択行動一裁量的選択行動、横並び選択行動および水準適正化選択行動一」では、日本企業による数理計算上の差異の償却年数の会計方針選択行動を考察し、実証的にデータ解析を行うことを目的としている。数理計算上の差異の償却年数は、上限が平均残存勤務期間という一定の条件内であれば経営者が自由裁量のもと決定でき、会計基準がその償却年数の選択に対して一定の指針を規定している会計方針でもない。また、数理計算上の差異の償却額は、第7章の会計基準変更時差異の償却額とは異なり、常に退職給付費用の一部として営業損益に計上されるため、報告利益の細区分の管理は不可能である。さらに、数理計算上の差異の発生原因は、基礎率(数理計算上の仮定)と実際発生事象の相違もしくは基礎率の変更であるため、その発生金額は事前には予測が不可能であるばかりでなく、基礎率と実際発生事象は完全には一致することはないため、数理計算上の差異は、原則として、毎期発生する。このため、数理計算上の差異の償却年数は、発生事実は確実であるが、その将来の発生金額が不確実であるという状況下で、適用初年度に選択しなければならない会計方針であった。

本章の分析から、償却年数の選択によって、利益をより大きく計上しようとする、または負債をより小さく計上しようとする、いった傾向が観察されなかったため、報告利益の管理行動等では説明できない部分については横並び選択行動および水準適正化選択行動(会計理論の遵守行動)の解釈することができると結論付けている。

第9章「過去勤務債務の償却に関する会計方針選択行動-退職給付制度の改定と償却年数の選択-」では、日本企業による過去勤務債務の償却年数の会計方針選択行動を考察し、 実証的にデータ解析を行うことを目的としている。数理計算上の差異の償却年数と同様に、 上限が平均残存勤務期間という一定の条件内であれば経営者が自由裁量のもと決定でき、 会計基準がその償却年数の選択に対して一定の指針を規定している会計方針でもない。ま た、過去勤務差異の償却額は、第7章の会計基準変更時差異の償却額とは異なり、第8章の数理計算上の差異の償却額と同様に、常に退職給付費用の一部として営業損益に計上されるため、報告利益の細区分の管理は不可能である。さらに、過去勤務債務の発生原因は退職給付制度の改定であり、制度改定前後の退職給付債務の差額が過去勤務債務の発生額となる。実際の制度改定は、経営者の政策により、企業年金基金における増大した積立不足に対処すべく給付水準を減額する目的で行われているケースがほとんどであった。つまり、経営者は人事政策・給与政策の一環として退職給付制度を改定するとしても、企業の財政状態および経営成績に与える影響を考慮した上で、制度改定を行ったと考えられる。

本章の分析から、償却年数の選択によって、利益をより大きく計上しようとする、または負債をより小さく計上しようとする、といった傾向が観察されなかったため、報告利益の管理行動等では説明できない部分については会計数値を調整する目的で行われた可能性が高く、退職給付制度の改定の研究が重要であることを示している。

第10章「退職給付会計基準の導入が企業財務および経営者行動に与えた影響ー給付減額を目的とした退職給付制度改定」では、第9章の結果を受けて、退職給付債務等を減額もしくは消滅させるという、給付減額を目的とした退職給付制度の改定も会計方針選択行動と定義し、その本質的意義を考察している。具体的には、①退職給付会計基準導入前後の時系列データ、および、②会計基準適用対象企業・非適用企業別の横断面データの2ケースを分析対象とする実証分析を行うことにより、多額の債務が企業外部に顕在化してしまう退職給付会計基準の導入によって、経営者行動が影響を受けた可能性があると結論付けている。また、会計数値を調整する目的で従業員への退職給付金を犠牲として、退職給付制度の改定が行われたケース分析を行った。これらの分析結果を踏まえて、本論文では、このような制度改定が行われた経営事象を、「従業員重視型」から「株主重視型」への退職給付制度の変革ではないかとの解釈を与えている。

第11章「近年における会計方針選択行動」では、強制適用から4年を経過した後における日本企業による割引率および期待運用収益率選択行動の考察を行っている。本論文の主張する横並び選択行動および水準適正化選択行動の結果、割引率および期待運用収益率の選択水準は、既に低位に落ち着いており、それらの選択基準となる国債応募者利回り等および企業年金基金の運用利回りが低水準で推移していた時勢を反映して、強制適用から4年を経過した後においても、それらの選択水準は低位のままであり、特に大きな変動がないという事実を示している。また、割引率に関する会計基準が、その選択水準の指標として「利回りの過去一定期間の平均値」から「期末における利回り」を採用するように改正されたため、経営者の割引率選択行動が影響を受けると考えられたが、結果として、PBO10%重要性基準が廃止されなかったため、割引率の選択水準は特に大きな変動がなかったことも併せて観察している。

第12章「近年における経営者行動ー退職給付会計基準の改正の影響による確定給付企業年金制度の改定および廃止ー」では、近年における退職給付会計基準の改正が経営者行

動に与えた影響の考察を行っている。具体的には、①改正会計基準の公開草案の公表後の時系列データおよび②確定給付企業年金制度の改定および廃止を行った企業と行わなかった企業の横断面データの2ケースを分析対象とし、当該データの観測および実証分析を行うことにより、多額の未認識退職給付債務がオンバランス化してしまう退職給付会計基準の改正によって、経営者行動が影響を受けた可能性があると結論付けている。本章の分析から、退職給付会計に関する会計情報に限定されるが、経営者は、注記情報で開示する内容とオンバランス化される内容を同等とみなしているのではなく、オンバランス情報をより重要視している可能性が示唆された。

第13章「おわりに」では、以上のような本論文における各章ごとの研究結果を総括することをもって、企業によるディスクロージャーの適正化のために、経営者の会計方針選択行動実務に対するインプリケーションおよびディスクロージャー制度実務に対するインプリケーションが示されている。

# Ⅲ 審査結果

## 1. 本論文の長所

本論文は、日本企業による退職給付会計に係わる会計方針選択行動に焦点を当て、そこには経営者による裁量の余地が大きいことから、実際に裁量が介入していることを観測した上で、考察対象期間を通じて経営者による横並び選択行動および水準適正化行動が選択された可能性を提示するとともに、企業の業績と財政状態を悪化させないようにどのような行動がとられたかを明らかにしたものである。

本論文には以下に述べる長所が見いだされる。

- (1) 日本企業に強制適用された退職給付会計基準において、経営者に選択が委ねられた会計方針のうち、①割引率、②期待運用収益率、③会計基準変更時差異の償却年数、 ④数理計算上の差異の償却年数、⑤過去勤務債務の償却年数、について経営者がどのような選択行動をとったかを個別に取り上げて詳細な分析を行い、経営者による横並びあるいは適正化とみられる行動が選択されたことを示す結果を導いている。更に精緻な検証が必要であるとしても、経営者による会計行動に関して独創的な論考を展開した研究として、本論文には高い評価が与えられてしかるべきである。
- (2) 退職給付会計に係る内外の文献を渉猟するとともに、本論文提出者が公認会計士として係る財務報告の会計監査を通じて得た知見に依拠して仮説を構築し、統計的仮説検定を行って仮説を検証している。既存のデータベースからは入手しえない注記情報を丹念に収集し、係る会計基準に対する経営者の裁量的行動を報告利益管理の観点から包括的に分析している点は優れた貢献であると言える。
- (3) 退職給付会計基準の適用による退職給付債務の顕在化に端を発して、経営者は退

職給付制度における多額の積立不足に対してどのような選択行動をとったかについて、 実証分析とケーススタディから、企業の業績と財政状態を圧迫している退職給付の積 立不足を解消するために、経営者が従業員価値を毀損する結果ともなりかねない給付 水準の減額へと踏み出したプロセスを明らかにしている点は秀逸である。

(4) 退職給付会計における強制適用の後に経営者の行動に特段の変化が見られなくなったことを明らかにするとともに、近年 IFRS への収斂化のなかで、従来注記情報として開示されてきた未認識退職給付債務がオンバランス化されたことによる影響についても統計的分析を加えている。退職給付会計の導入当初から近年のオンバランス化に至る全期間にわたり経営者の会計行動を探究した本論文は、係る領域において嚆矢となる研究として評価することができる。

#### 2. 本論文の短所

本論文が有する長所は上述されたとおりであるが、本論文には以下の短所が見いだされる。

- (1) 退職給付会計基準の適用による経営者の選択行動として「横並び」と「適正化」 の行動の可能性を仮説検証により提示しているが、そのような行動を導いた動機とそ の行動がもたらした影響について十分なる探究がなされてはいない。観測された結果 からは、経営者が意図してそのような行動を選択したのか、他の要因が働いてそのよ うな行動にみえるのか、さらに本論文提出者の主張する「横並び」と「適正化」の行 動をとらなかった企業の存在はどのように説明されるのか、等々の疑問が残されてい る。
- (2) 本論文で採用されている統計的分析は、平均値の検定、中央値の検定、そして相関分析といった単変量の分析と多重回帰分析を中心としている。上場企業における多様性を考慮し、因果関係を明らかにしようとするならば、適切な多変量分析の手法を駆使するアプローチを加えるなどし、結果の頑健性を追加検証することが必要であったのではないだろうか。
- (3) 仮説が提出者の実務経験に依拠するところが多く、必ずしも理論的に導かれたものとは言えず、したがって使用されている用語や概念に曖昧さが見受けられる。また、13章からなる本論文の記述には繰り返しも見うけられ、さらなる推敲の余地が残されている。

#### 3. 結論

本論文には、上記のような短所も一部見受けられるが、そのほとんどは今後の研究課題とすべきものであり、本論文の長所と比較すると、いささかも本論文の優秀さを損なうものではない。

本論文提出者野坂和夫は、早稲田大学商学部に在学中の1998年に公認会計士第2次試験

に合格し、あさひ監査法人(当時)に所属する公認会計士として退職給付会計に係わる監査業務に従事してきた。その間、2002年3月に商学研究科の修士課程を修了した後の2007年3月に博士後期課程を満期退学するまで、監査実務に励むとともに研鑽を積んできた。その間の研究成果として日本管理会計学会の年次全国大会において発表された論文は、学会誌に査読を経て掲載され、学術奨励賞が与えられている。

2007年4月から2009年3月までの2年間には、会計研究科の助教として教育活動にも従事した。2009年3月にはあずさ監査法人を辞して独立し、野坂公認会計士・税理士事務所を開設している。また、2014年9月からは、名古屋商科大学大学院会計ファイナンス研究科の教員としてアクティブラーニングによる社会人の指導を行うとともに、研究活動を続けている。

本論文は、公認会計士としての実務経験を踏まえて学術研究を進めてきた長年の研究成果であり、退職給付会計の領域における学術研究の発展に大いに資するものと評価できる。 実務に精通した研究者として今後の活躍が大いに期待されるところである。

以上の審査結果に基づいて、論文提出者野坂和夫は、「博士(商学)早稲田大学」の学位 を受ける十分な資格があると認めるものである。

#### 2016年1月14日

# 審査員

(主査) 早稲田大学教授 博士(商学) 早稲田大学 辻 正雄早稲田大学教授 商学博士(早稲田大学) 鳥羽 至英早稲田大学教授 商学博士(早稲田大学) 河 榮徳早稲田大学教授 博士(商学)早稲田大学 奥村 雅史